

目 次

2012年度 第2回研究集会の報告 (2012年12月8日 (土) 於: 近畿大学会館)
テーマ: 図書館情報学の資格認定制度と検定試験

| | |
|---|----|
| 発表(1) 「日本図書館協会認定司書制度」 (大谷康晴 日本女子大学准教授) | 1 |
| 発表(2) 「大学図書館における資格認定の試み ー国立大学図書館協会中国四国地区協会『図書館学術情報系専門資格認定制度』の評価と改善ー」 (甲斐重武 広島大学図書館副図書館長) | 4 |
| 発表(3) 「特定非営利活動法人 日本医学図書館協会『ヘルスサイエンス情報専門員』認定資格について」 (城山泰彦 日本医学図書館認定資格運営委員会委員長, 順天堂大学図書館) | 7 |
| 発表(4) 「図書館情報学検定試験 ー図書館情報学教育の今後ー」 (須永和之 國學院大學准教授) | 9 |
| 発表(5) 「IAAL認定試験が目指すもの」 (高野真理子 NPO法人大学図書館支援機構) | 10 |
| 質疑応答・意見交換 | 13 |
| 参加者の感想 元大学図書館職員からみた認定制度 (塩見橘子) | 16 |
| 図書館情報学の資格認定制度について (多田真紀子) | 16 |
| 図書館情報学の資格・検定 (益原秀紀) | 17 |
| 参加者のアンケートから | 18 |
| 2013年度 総会・第1回研究集会のご案内 | 20 |
| アントネッラ・アンニョリ氏 特別講演会 | 20 |

2012年度 第2回研究集会報告

<発表(1)>

「日本図書館協会認定司書制度」

大谷 康 晴 (日本女子大学)

0. はじめに

日本図書館協会(日図協)では、図書館法に規定する図書館の職員を対象に2010年度より認定事業を開始している。本稿では、制度概要と、現状と今後に関する意見を述べている。なお、本稿は全て個人的な意見で

あり、日図協の考えを代表するものではないことは特に強調しておく。また、司書、図書館は断りがない限り、図書館法に規定する司書、図書館を指している。

1. 認定司書制度の経緯

認定司書制度が検討される契機の一つとなったのは、1996年4月の生涯学習審議会社会教育分科審議会による「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」である。この報告では、“実務経験、研修等を積んで、図書館の業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門

性を評価する名称を付与する制度”を提案している¹⁾。実際の経緯はやや複雑であるが²⁾、制度を検討する中でこの報告が意識されていたのは、間違いない。

日図協では、1998年から2000年まで専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループで、研修事業と名称付与制度を検討した。当初は、公共図書館と大学図書館で検討されていたが、結果として公共図書館を対象とした研修事業が確立し、2000年から中堅職員ステップアップ研修として実施された。一方、名称付与制度は、ワーキンググループに続いて2000年から2002年まで研修委員会（現在の研修事業委員会）、さらに2002年から2010年まで専門職員認定制度特別検討チームによる検討を経て、審査機関：認定司書審査会、実務補佐：認定司書事業委員会という枠組みで、2010年度より認定事業が開始した。

以上の経緯から強調しておきたいのは、この制度は研修と接続されたものとして一貫して検討されてきていること、そして、公共図書館職員を対象とした研修事業のみが成立したことにより、認定制度も公共図書館職員を対象としたものとなっていることである。

2. 認定司書の要件

認定司書の要件は大きく分けて1)司書資格取得後の勤務経験、2)研修をはじめとする自己研鑽、3)著作の3つになり、全て充足する必要がある。

司書取得後の勤務経験は、さらに以下の条件を全て満たしている必要がある。

- i) 図書館の職員又はこれに準ずる者であること―「準ずる者」には、いわゆる非正規雇用職員が含まれる
- ii) 司書資格を取得していること―証明の提出が必要
- iii) 資格取得後の図書館等での勤務経験が通算して10年であること
- iv) 直近10年のうち、60か月以上を図書館等に勤務していること

上記 iii) や iv) における「図書館等」に該当するかどうかは、「日本の図書館」公立図書館編の収録対象であるかが一つの目安となっている。勤務年月については、勤務時間・兼任補正や勤務先補正を行った上で

月単位で算出している。

次に自己研鑽としては、a)研修受講を中心とするが、b)研修等講師、c)図書館振興のための社会的活動、d)大学院での学位・単位、5)学協会活動を対象に、活動に応じたポイント数が設定されており、合計20ポイント以上で充足となる。ちなみに、基本となる研修受講では、半日（2-3時間）の研修を受講して1ポイントになる。また、図書館司書専門講座・中堅職員ステップアップ研修といった一部研修はあらかじめポイント数が指定されている。なお、外形的に研修の実施が確認できるものは全てポイント獲得の対象となりうる（最終的には審査時の認定司書審査会の判断による）。

そして、著作である。著作は、研究ではなく、利害関係者への合理的な説明能力の証明として求めている。イ)申請時新規に書き下ろし、もしくは申請時から過去10年以内に執筆したもので、ロ)合計5点以内（それぞれが一定の著作として成立し、申請者の著作であることが確認できること）で、ハ)提出された著作の合計が8,000字以上であること、ニ)内容・表現が妥当であることを全て満たしている必要がある。

これまでの認定結果^{3),4)}を見ていくと、第1期で11名、第2期で8名が書き下ろし執筆の著作で認定を受けている。この傾向から、能力の問題というより、司書には執筆の機会が与えられていないことが分かる。しかし、“業務の一環として作成された調査報告や業務マニュアル、申請者本人の執筆個所が特定できない共同著作、合わせて8,000字を超えているとはいえ重複個所が目立つ複数の著作”⁵⁾が提出されているという指摘もあり、訓練の場が必要ともいえるだろう。

著作の内容については、図書館経営に資するものであることが要件となっているが、“他の図書館にとって応用可能性があること”や“普遍的に有益な内容であること”も含まれている⁶⁾。さらに、文章の論理的整合性も求めている。

制度開始後第1期で37人、第2期で15人が認定されている（申請者は、第1期52名、第2期16名）⁷⁾。全国各地から申請され、勤務先も町立から県立図書館まで幅広い。また、非正規雇用の方も認定されている。

3. 制度に関する個人的意見

この制度に関わってきて筆者はいくつかの意見を持っている。以下、簡単に述べていきたい。

まず、研修の質や記録の問題である。研修機会の地域間不均衡があるため、現在は研修の品質は厳格に問うていない。また、受講記録がないため自己申告に頼らざるをえない。これらの要素について、将来的には厳格さを求めていくべきである。現在、文部科学省や日図協、国立国会図書館といった機関で提供されている研修は品質上目安になる。これらの研修実施のノウハウやプログラムをよりオープンにして、各地域での研修の改善に役立ててもらおう方策も必要であろう。また、認定司書の制度設計では、ワークショップや修了論文を伴う研修の受講を条件としていたが、これらの取り組みを伴う研修の充実が必要である。さらに、受講履歴が可視化される、研修ポートフォリオとでもいうべき仕組みも必要だろう。

次に評価対象としての専門性についてである。研修事業検討ワーキンググループの業務分析では、専門業務として、1)網羅的な知識を必要とする業務、2)経験に裏付けられた実務的能力を必要とする業務、3)高度な技能を必要とする業務、4)マネジメント能力を必要とする業務を挙げている⁸⁾。認定司書は2)と4)に着目しているが、他の項目（特に3)）に対するニーズがあるのも事実である。その心情も理解できるが、専門家として外部から認知されるためには、上記の1), 2), 4)といった要素を重視せざるをえないと感じている。

さらに、評価方法といった根本要素についても難しさを感じている。この種の制度が受け入れられるためには、一定の正統性を業界の内外で認められなければならない。一方で、認定司書では外形的な要素の評価が多いが、同業者としては、外形的な部分で測られない要素で評価することも多いだろう。この部分については、認定司書が認定された後の活躍によって正統性を獲得していくという努力も必要だろう。

図書館界全体でいえば、他館種の専門性評価の問題もある。筆者もその必要性は当然認めているが、制度成立の経緯、性格上から認定司書制度を全ての館種の

図書館員にそのまま適用するのは無理がある。しかしながら、制度を作るまでの紆余曲折や事務作業を通じて培ってきた運用上のノウハウは、他の館種の図書館員を対象とした認定制度を構築する際にはぜひ参考にさせていただけたらとも考えている。

また、現状では著作が認定への最大のハードルである。そもそも、従来の養成・継続教育において、この種の能力の育成にあまり目を向けてこなかったのも事実であり、改善の必要があるだろう。

最後が認定のメリットである。多大な負担をしてでも自己研鑽に努めている方も多数いらっしゃる。そういう方たちに少しでも提供できるメリットを高めていく義務が制度を運営していく側にあることはいうまでもない。他の認定・検定制度の活動と連携・協力し、お互いのメリットをアピールしていきたい。

* 本稿の内容は、2012年度日図協図書館学教育部会第2回研究集会での発表内容を元にしてしているが、制度の概要部分についての説明を増やした形になっている。

(URLは全て2013年2月23日確認)

- 1) 生涯学習審議会社会教育分科審議会. 社会教育主事, 学芸員及び司書の養成, 研修等の改善方策について (報告). 図書館雑誌, vol.90, no.6, p.416-425.
- 2) この辺りの経緯については、大谷康晴. “公共図書館職員の専門性向上と日本図書館協会”. 日本図書館情報学会研究委員会編, 図書館情報専門職のあり方とその養成, p.111-128. にまとめている。
- 3) 糸賀雅児. 司書のキャリアデザインと認定司書制度. 図書館雑誌, vol.105, no.5, p.268-271
- 4) 日本図書館協会認定司書審査会. 第2期 (2012年度) 日本図書館協会認定司書名簿及び審査 (報告). 図書館雑誌, vol. 106, no.5, p.322-323
- 5) 前掲3)
- 6) 日本図書館協会認定司書審査会. 日本図書館協会認定司書制度申請書類記入マニュアル (ver. 3.05). 2012. http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/認定司書事業委員会/2013/manual3_05.pdf
- 7) 第3期については、25人の申請があり、19名が認定候補者として常務理事会で承認されている。認定料納付等手続きを経て、2013年5月に認定証交付式が行われる予定である。
- 8) 日本図書館協会専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ (第2次). 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ (第2次) 報告書. 2000. <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenshu/kenshuwg/hokoku.pdf>

<発表(2)>

大学図書館における資格認定の試み

— 国立大学図書館協会中国四国地区協会 「図書・学術情報系専門資格認定制度」の 評価と改善 —

甲斐重武

(広島大学図書館副図書館長)

1. はじめに

中国四国地区の国立大学図書館では、法人化後3年目の平成18(2006)年度から資格認定の事業を実施してきた。概要と実施後3年間の状況についてはすでに片山(2009)の報告¹⁾があるので、ここでは概要の再確認をし、過去7年間の評価と今後の改善の方向性について報告する。

2. 概要と経過

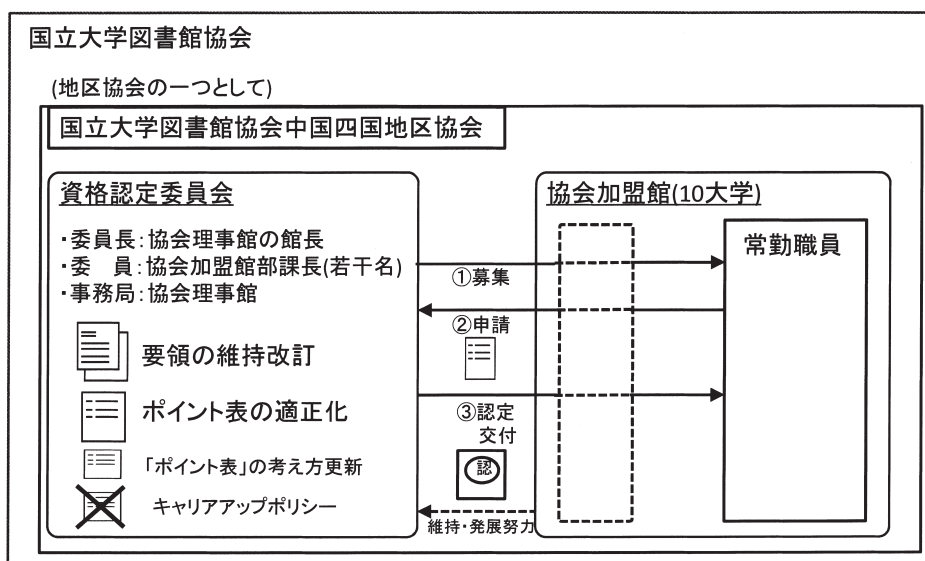
この資格認定は、慣例的に「図書・学術情報系専門資格認定制度」と称している。大学における図書系及び学術情報系の職員の専門的能力に対して資格認定することを、中国四国地区の国立大学が協同して実施する事業²⁾である。「制度」と「事業」の概念整理が不

充分だが、ここでは「制度」という名称を使用する。

制度の枠組みを図1に示す。

国立大学図書館協会の地区協会の一つである「国立大学図書館協会中国四国地区協会」(以下、地区協会という。)は、この制度の実施組織として「資格認定委員会」(以下、委員会という。)を設置している。委員会は、「要領」の維持改訂や資格認定のための客観的指標である「ポイント表」の適正化を行い、年に1回募集をして、地区協会加盟館の常勤職員からの申請を受け、審査を行い認定証の交付を行っている。また、地区協会の加盟館は、この制度の維持・発展に対して努力する義務を負い、委員会を超える課題が発生した場合は地区協会全体で解決にあたるという構図になっている。

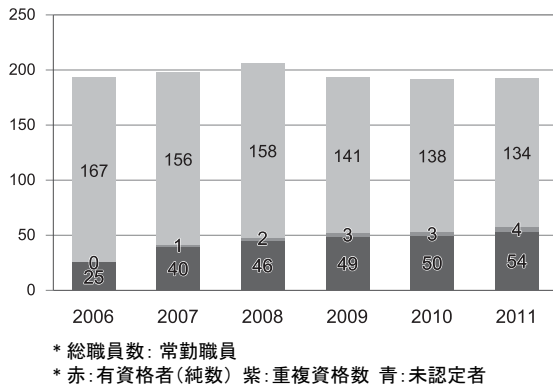
第1回の認定は、国立大学の法人化後3年目の平成18(2006)年に行った。第7回の平成24(2012)年12月時点で、初級・中級・上級の区分あわせて64名(うち2名は重複取得)が認定を受けている。地区協会の常勤職員は200名弱であり、その1/3近くが認定を受けていることになる。規模感を知るために、平成23年度時点での資格者の割合の推移と地理的な分布を図2に示す。



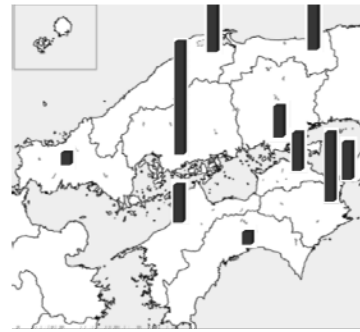
<http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/shikaku/>

図1 資格認定制度の枠組み

総職員数と有資格者数の推移



* 総職員数: 常勤職員
* 赤: 有資格者(純数) 紫: 重複資格数 青: 未認定者



機関別有資格者数(2006~2011)

* 有資格者数: 退職者・異動者を含む。初級・中級・上級の重複取得者を含む延べ数。
* 機関: 取得時の所属機関

図2 資格者の推移と分布(平成23年度)

ポイント表(図3)では、研修受講、講師発表、論文・報告書の発表、関連資格、業績、経験年数の6区分があり、また初級・中級・上級の区分がある。区分別にポイント数が規定されている。

図3 ポイント表

このポイント表の考え方をはじめとして、本制度の実施においては、先行していた医学図書館協会の資格認定「ヘルスサイエンス情報専門員」を参考にしている。その医学図書館協会が、実施後5年目から制度の見直しをはじめていたことは、本制度にとっても今回の評価および改善の参考となった。

3. 評価と課題: モチベーションとインセンティブ

本制度の実施後7年目にあたる平成24(2012)年6月、過去の評価と今後の方向性を検討するうえでの参考とするために、資格保有者や地区協会加盟館の部課長等を対象にしてアンケートを行った。

対象者は約80名(資格保有者57名)。47名(資格保有者29名)の回答があり、全体的な傾向を知るうえで有益な参考情報となった。

これまでの評価としては、半数が「満足・不満のどちらとも言えない」としているが、残る半数のうち、「不満」「どちらかという不満」が2/3を占め、不満の傾向が認められた。主な理由は、評価として活用されていない、インセンティブがない、モチベーションの向上に繋がっていない、ポイント表のメンテナンスに終始して制度そのものの改善が不充分である、というものであった。

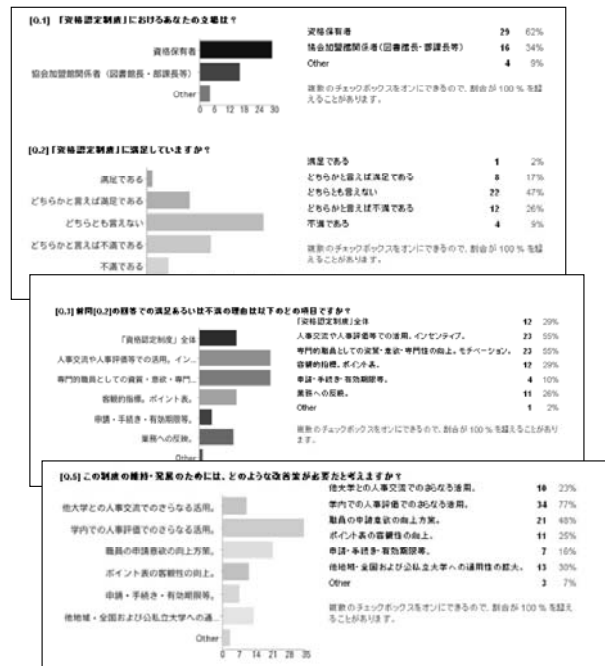


図4 アンケート

今後の方向性としては、インセンティブとして人事評価で活用されることへの期待が大きく、そのための改善の必要性が多く指摘された。もしもその改善が実現できないのであれば、制度そのものが無用である、あるいはモチベーションの向上だけを目的にすべきだという意見もあった。今後、実現可能な改善策を検討するとともに、改善が困難な場合には、制度の存続も検討することの必要性が確認できた。

4. 解決の方向性：全国化と全学化

本制度の問題点を要約すると、「全国的でない」と、「全学的でない」という2点で表現できる。

「全国的でない」点は、地区協会だけで実施してきた本制度が、全国の国立大学図書館において適用可否が検討されていない点である。勿論、国立・公立・私立の大学図書館全体で資格認定を検討するにも至ってはいない。この問題の解決の方向性として、平成25年度、国立大学図書館協会の人材委員会に対して、全国化の可能性の検討を依頼する予定である。

また、「全学的ではない」点については、法人化後9年目にあたり各国立大学の人事評価制度は安定してきているのに、本制度が各大学の評価の中で活かされていない点である。この点は、上述の「全国化」の検討の成果を、各大学での検討に還元させることが効果的と考えられる。その解決の時期としては、中期目標・中期計画が現在の第二期から第三期に移行する平成27～28年度を目標とするのが適切と考えられる。

5. おわりに：大学図書館の職員の専門性

大学図書館は、大学がその目的・目標を実現・達成させるための手段として、機関内に置いた組織である。図書館組織の目標達成のための重要な要素として、専門的職員を配置させている。その専門性の位置づけをマッピングすると、図5のようになる。図書館の組織の中核部に位置する専門性に加えて、図書館の枠を超えて他の組織等との関わりで発揮できる専門性への期待が高い。大学の教育・研究・社会貢献の目的実現により直接的に寄与する専門性が重要になってくる。

このような大学図書館における専門性をさらに吟味しながら、全国的でない、全学的でない、という本制度の限界を早く乗り越えることが必要になっている。片山の報告に「可能性」と付されていたのは、全国的、全学的という自明の課題克服への期待が込められていた。この解決が果たせない場合は、今回の報告の標題のように「試み」で終焉するおそれがある。本制度にとって今後数年間が重要である。

引用：

- 1) 片山俊治「大学図書館における専門員認定制度の可能性」『図書館雑誌』vol.103, no.11, 2009, pp.635-644.
- 2) 国立大学図書館協会中国四国地区協会事業 平成24年度「図書・学術情報系専門員」資格認定 <http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/shikaku/> 2013年1月15日

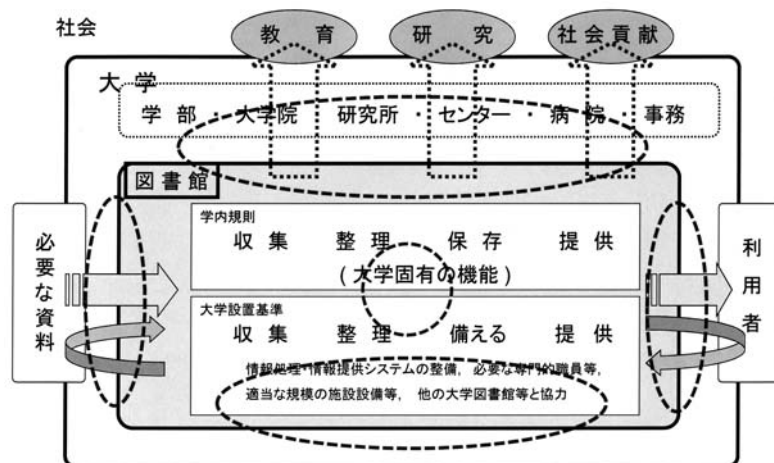


図5 大学図書館の専門性

＜事例発表(3)＞

特定非営利活動法人 日本医学図書館協会 「ヘルスサイエンス情報専門員」認定資格について

城山 泰彦

(特定非営利活動法人 日本医学図書館協会
認定資格運営委員会 委員長, 順天堂大学図書館)

1. 制度創設の背景と経緯

私たちが対象とする生命科学分野（医学・歯学・薬学・看護学）や医療は、社会的な要請も影響して、とりまく環境が大きく変化している。大学の社会的な使命は“教育”と“研究”といわれるが、医学部・歯学部を持つ大学では、“臨床（診療）”が加わる。また病院では“臨床（診療）”が主たる使命となる。認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」は、これらの変化に対応できる、生命科学系領域を主題とする図書館専門職を認定する制度である。2000年から日本医学図書館協会（以下、JMLA）教育・研究委員会で制度創設の検討が進められ、2003年に認定資格運営委員会が設けられた。翌年2004年1月に第1回募集、4月に第1回認定を行って、現在に至っている。

JMLAは1927年（昭和2年）に、任意団体「官立医科大学附属図書館協議会」として発足した。以降長らく、文献提供・出版・教育を中心とする互惠互助団体として機能してきた。2003年には、特定非営利活動法人（NPO）に組織変更した。当時JMLAが法人化を進めた理由は、社会的な地位を獲得することや、専門家集団になることを目指すというものであった。重点事業のひとつに「専門職の育成」を掲げており、本委員会はJMLAに設けられた20の委員会・ワーキンググループのひとつとして、他委員会と連携しながら認定資格に関する活動を行っている。

2. 制度の概要

本認定資格の目的は、個人が認定資格取得を目指すことにより、「保健・医療その他の関連領域の情報の専門的知識及び技能」、「保健・医療情報サービスの管

理・調整能力」の向上を図ることである。これは認定者の地位や給与といった直接的な利益をJMLAが保証するのではなく、自己研鑽や自己啓発を支援するというものである。取得者のメリットは、「専門職としての自己意識の向上」、「継続的な自己研鑽のきっかけ」、「実力とともに、個人および集団で、サービス対象者への専門性をアピールするきっかけ」等としている。制度検討の際にモデルとした資格は、米国 Medical Library Association (MLA) の認定資格 "Academy of Health Information Professionals (AHIP)" である。ポイント制や教育プログラムとの連携といった、制度の格子を参考にしており、本認定資格でも、JMLAが展開する各種教育プログラムと密接に関連づけて展開している。教育・研究事業で目指すべき専門性に必要な知識と技能を提供しており、指定プログラムの全日程修了を、必須ポイントに設定している。申請は1月と7月の年2回受け付け、審査結果を受けて4月と10月に認定している。資格は基礎・中級・上級の3段階に分かれており、初回は基礎のみに申請可能である。また中級・上級は交付日から5年間が有効期間であり、資格の維持には有効期間内に更新が必要である。有効期間内に更新されない場合は、永年保持の基礎に移行となる。審査は委員の分担作業であり、申請者1名につき2名の委員が審査にあたる。審査の過程で異なる意見や新たな事案が出た場合は、委員会の合議により結論を出すことにしている。

認定ポイントの対象領域として、以下の7つの業績および専門職活動設定している。

- I. 継続教育、II. 業績 教育、III. 業績 出版活動、IV. 業績 会議（学会・研究会）への参加、V. 専門学協会活動への参画 [中級・上級のみ必須]、VI. ヘルスサイエンス分野の図書館実務経験、VII. その他（司書資格、表彰、学位、関連資格）

なお、V. 専門学協会活動への参画は、JMLA以外の活動も申請可能である。JMLAでは活動の受け皿として、地域や職種といった条件に左右されにくい、自らの意思で参加可能な協会活動を提供している。

委員会活動は、委員6名（大学図書館員4名、病院

図書館員1名、有識者教員1名)、JMLA担当理事1名、JMLA中央事務局職員2名の、合計9名で行っている。活動内容は主として6つあり、1.申請募集に関すること、2.審査に関すること、3.広報に関すること、4.教育・研究に係る事業との連携に関すること、5.認定資格事業の評価に関すること、6.その他認定資格事業に関すること、としている。

3. 認定者の現況

第1回(2004年4月)から第18回(2012年10月)までの認定者は、のべ366名である。更新を除いた認定保有者の実数は、確認できた物故者1名を除く289名である。級別では基礎74.7%、中級6.2%、上級19.0%であり、基礎が3/4弱と多くを占めている。

会員種別は、機関会員A(保健系大学図書館職員)が49.1%と半数弱を占めるが、JMLA非会員も22.5%と一定数存在している。会員種別会員数に対する割合では、個人会員の46.4%が資格を保持しており高い値である。所属機関別では、私立大学が36.7%、次いで病院図書館が27.3%と続く。会員種別会員数に対する割合では、職員数の少ない病院図書館が48.4%と高い値である一方、国立大学は8.9%と低い値に留まる。これは異動によりライフサイエンス系図書館から外れるなど、資格を取得しづらい実情があると考えられる。地区別では、関東地区が49.1%と半数弱を占めるが、地区別会員数に対する割合では、東海地区が28.2%と最多である。東海地区は地区会活動に加えて、関連団体の活動が盛んであること等が理由と考えられる。

認定率は97.9%(366名/374名)と、高い割合となっている。これは、認定に必要な各種業績等を「ポイント表」として詳細に明示しており、事前に認定されることを見越しての応募が可能なためと思われる。

4. 現在の取り組みと、今後の展開

現在、先に挙げた6つの活動内容で、力を入れて取り組んでいる活動は広報である。広報先は主にヘルスサイエンス系を対象としており、研究会での広報や出版物への広告掲載をお願いし、各種メーリングリスト

やメールマガジン等への広報を行っている。認定者名は、非公開を希望する者を除いて、JMLAウェブサイトと機関誌『医学図書館』誌上で、級、氏名、所属を公表している。第14回募集からは、希望者に対して、雇用主等への資格取得通知の送付を開始した。約1/3の方が希望されており、JMLAから所属長や上司等宛に、資格取得通知の送付を行っている。

2014年1月に制度創設10年目を迎えるが、課題も出てきている。まずは継続性を踏まえた情報や資料の整理であり、創設3年間の経過措置時期を含む、ポイント解釈の変化や事例の整理、認定者に関する情報の整理を進める。そして実現には現行規約の改訂が必要であるが、申請書類を電子ファイル化しての保存を検討する。実情を反映したポイント表の改訂や、認定者に保持していただくプロモーショングッズの検討を進めることや、事務分掌を明確にするため、委員・担当理事・中央事務局との連携の明文化を進める。

JMLAでは2008年から専門職能力開発プログラムを検討しており、2012年から専門職能力開発委員会が、プログラム構築や、カリキュラム・シラバス等の検討を進めている。検討段階ではあるが、図書館員として必要な知識に加えて、語学力・マネジメント能力といったビジネススキルを必須とした内容への移行が検討されている。これからのヘルスサイエンス図書館員が身につけるべき、知識とスキルを明確に定義したプログラムとする予定である。

最後に本委員会では、今後の活動となる次期中期重点事業(目標)として、以下を掲げている。

1. 「教育機会との連携」

申請要件に必須となる研究機会(医学図書館員基礎研究会、医学図書館研究会・継続教育コース)であるため、担当の教育・研究委員会や実行委員会との連携を保ちながら事業展開をはかる

2. 「JMLA協会活動との連携」

JMLAや他の学協会関連の活動項目を必須化したため(中級・上級)、認定資格取得者が積極的に協会活動に関わることができるような、仕組みや事業展開を構築する

3. 「類似資格との連携」

他の図書館関連団体が認定する資格・検定との、連携や事業展開をはかる

4. 「認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」のブランディング戦略の構築」

認定資格取得者へのメリットを提示することや、広報機会の拡大をはかる

本認定資格は、社会に求められる専門職の認定を目指して、適宜、制度の検討を進めている。図書館学に関わる教員のみならず、ご意見・ご助言をいただければ幸いである。



<事例発表(4)>

図書館情報学検定試験 — 図書館情報学教育の今後 —

須 永 和 之 (國學院大學)

1. 図書館情報学検定試験のあらまし

図書館情報学検定試験は「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」(通称LIPER, 2003～2005年度)の提言に基づく。LIPER提言(2006)では、以下のことが追求されていた。

- 1) 情報専門職の教育は大学院レベルの図書館情報学の専門教育であるべきこと
- 2) 図書館情報学カリキュラムのコア領域を明らかにし、司書課程においては当面このコア領域を学ぶものとする
- 3) 資格に求められる専門的知識の一定の水準を維持するために検定試験の実施を検討すること

(下線は筆者による)

これにより、2007年度から準備試験が実施されて、2010年度からは公開制となった。受験対象者は、大学(通信制大学も含む)・短期大学で司書課程を受講する学生、筑波大学などで図書館情報学専門課程に在籍する学生、図書館情報学を専攻する大学院生、図書館または類縁機関で勤務する職員、司書課程・講習で司書資格を取得した者、図書館情報学に関心のある者である。2010年度は東京、大阪、つくばの3会場と非公開会場(2大学)であったが、2011年度から名古屋会場、2012年度には京都会場が加わり、公開会場5会場と非公開会場2会場の計7会場で実施された。

日本図書館情報学会図書館情報学教育特別委員会が主催して、情報科学技術協会(INFOSTA)へ業務委託をして連携しながら実施している。検定料を2010年度から徴収しており、2010年度から2011年度までは2000円であったが、2012年度は3000円として、大学生であれば教員を介して申し込むことができ、検定料を割引した。なお、2009年度から2010年度まで(財)図書館振興財団の助成を受けている。

試験問題は五者択一のマークシート形式で50問あり、図書館情報学基礎、情報利用者、情報資源組織化、情

報メディア、情報サービス、情報システム、経営管理、デジタル情報の8分野から出題される。

2012年度から成績に応じてS、A、B、Cの4段階評価をすることになった（最優秀はS評価）。S評価を獲得した受験生に別途賞状と記念品を贈呈した（非公式ではあるが、それ以前にも賞状と記念品を贈呈している）。成績優秀者の氏名をWeb上等で公開している。（本人の申し出により公表を控える場合がある）。

2. 図書館情報学教育の向上をめざして

図書館情報学検定試験はLIPER提言にあるように、図書館情報学の専門職教育が北米（アメリカ合衆国とカナダ）のような大学院レベルに達することをめざしてはじまった。目的としては有意義なことである。本来、圧倒的に多数を占める大学・短期大学で司書課程を受講している大学生、司書課程・司書講習を受講して司書資格を取得した者であっても、検定試験を受験し、高い成績を獲得して高度な大学院レベルへと引き上げることが理想である。しかしながら問題内容を著しく高度にしてしまうと、大学院生と卒業生に向けてとなり、限られた範囲の受験生を対象とってしまう。試験が自ずと受験対象を選んでしまい、受験生の数を低下させる結果につながる。このジレンマは極めて悩ましいが、解消して受験生の増加につなげたい。

2012（平成24）年度からは、大学の司書課程で必要とされる単位数が20単位から24単位となった。北米のような大学院レベルの授業時間数に及ばないにしても、専門的知識の高度化に一歩近づいたと言えよう。それでも根本的な問題は、いわゆる司書資格（正確には司書課程・司書講習の修了証が相当する）が短期大学卒業レベルの「短期大学士」を下限として授与されることである。公共図書館の専門職員として採用されるとき、大学卒業生よりもランクダウンして採用される。また、司書資格はあくまでも公共図書館の専門職員の資格であって、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館、学校図書館の職員の資格とならない。

検定試験の公開実施から3年が経過したが、出題する問題を精査して、質の向上に努めてゆきたいと考えている。また、受験生の意欲を引き出して、専門職員の採用が低迷する状況でも、この検定試験の成績が職員採用への「パスポート」となることを願う。

<事例発表(5)>

IAAL認定試験が目指すもの

高野 真理子

（NPO法人大学図書館支援機構）

1. NPO法人大学図書館支援機構の紹介

「IAAL大学図書館業務実務能力認定試験」（略称IAAL認定試験）をご理解いただくために、まず大学図書館支援機構（以下IAAL）のミッションと、実際に行っている事業を紹介し、この試験の意義と位置づけを説明させていただきたい。

IAALは設立5周年を迎えたばかりの特定非営利活動法人である（2007年6月認可）。その定款には「大学図書館及びその利用者に対して、研修及び事業支援に関する事業を行い、大学図書館の継続的発展を通して学術研究教育に寄与すること」を目的として掲げている。このNPO設立の発想は、高度デジタル化社会における大学図書館が要求される知識・技術を組織内で維持することが、人員削減やアウトソーシング、人事交流等によって難しくなっている現状を打開することにある。図書館業務の実務能力・技術を伝承し維持していくには、それをサポートする事業体が必要と考えた。

このようなIAALの使命は、企業ではなく非営利事業として、また、「研究」ではなく「事業」でなくてはならない。そして、私立大学図書館のアウトソーシングの状況や、国立大学図書館の市場化テスト等の動向をみれば、雇用形態に関わらず、大学図書館を支える人すべてを視野にいった人材育成事業が鍵である。即ち、図書館の発展はそれを支えるひとりひとりにかかっており、優秀な人材の実務能力を公平に評価することが重要であると考えている。

IAALの事業全体は、以下の4事業である。

- ① 情報リテラシー教育支援事業
- ② 大学図書館職員研修事業
- ③ 大学図書館業務支援事業

④ 大学図書館運営に関する助言または援助の事業認定試験は②研修事業の根幹であるが、他の活動とも関連して、大学図書館を負のスパイラルから上昇のスパイラルにシフトしていくギアと位置付けられる。

2. IAAL認定試験の概要

2.1 目的

IAAL認定試験は、総合目録の業務及び情報サービスの業務に携わる図書館員の、実務能力を評価する指標となることを目指している。「実務」という点がこの試験の特徴で、喩えれば安全運転ができるための運転技術と似ており、単に知識を問うだけでなく、瞬時に判断できることがどのくらいあるかを問う。マニュアル等を丸覚えする必要はないが、非常に基本的な事柄は、調べれば分かるレベルでは実際に業務を行なう上で充分とは言えない。殊に情報サービスの分野では、図書館員として身につけている書誌的な知識が、利用者への対応に即時に表れる怖さがある。図書館のサービスを維持・向上させていくには、ひとりひとりの「実務」能力を評価することが大切で、その指標が今までなかった。また、評価の指標を設けることは、モチベーションの向上にもつながるものである。

このような「実務」能力の評価システムがなければ、図書館は空洞化し、学内で図書館は期待される存在になっていかないと考える。また、ネットの社会で図書館の機能が生き残るために、良質なデータの提供を続けることができなくなる。アウトソーシングを言い訳にすることで解決するものではないという立場で、現在は専任職員の受験も呼びかけている。

2.2 内容

総合目録（NACSIS-CATを利用した目録業務）と情報サービスの文献提供に関わる業務の2分野を実施している。総合目録（図書／雑誌）の初級と、情報サービス—文献提供は、二者択一（○×）問題100問を50分で、総合目録の中級は多肢択一問題150問を90分で解く、マークシートのペーパーテスト形式である。上級についてはどのような形式が相応しいか、今後検討していく。

事業説明の②研修事業で挙げたように、IAALは国立情報学研究所（NII）の教育研修事業等を手伝っているが、それは大学図書館が協同していくために、NIIに頑張ってもらいたいという思いからである。これからの大学図書館は、自館のハウスキーピングにばかり注力するのではなく、共通の基盤であるNACSIS-CATを活かしていかなければならない。

「総合目録」の初級は、NACSIS-CATの目録システムで、検索、書誌同定、所蔵登録までを範囲とし、中級では書誌登録に関して作成、修正ができることを評価する。初級は「簡単」を意味するのではなく、業務の範囲である。基本的に受験対象者の限定はないが、初級の実務ができないと書誌作成・修正が的確に行えないことから、中級の受験は初級合格者に限っている。

「総合目録—図書初級」の領域は、Ⅰ. 総合目録の概要、Ⅱ. 各レコードの特徴、Ⅲ. 検索の仕組み、Ⅳ. 書誌の同定、Ⅴ. 総合問題の5領域からなり、出題する100問の問題枠を定め、毎回難易度や出題の質にぶれが生じないようにしている。「雑誌初級」が「図書初級」と異なる点は、所蔵レコード記入法を領域として設けている点である。詳しくは後述の問題集を参照されたい。

「総合目録—図書中級」は、Ⅰ. 目録の基礎（総合目録を形成する基本的な考え方）、Ⅱ. 書誌作成・和図書、Ⅲ. 総合・和図書、Ⅳ. 書誌作成・洋図書、Ⅴ. 総合・洋図書の5領域である。和洋それぞれⅡ. とⅣ. はコーディングマニュアルの和・洋図書の部分についての理解、Ⅲ. とⅤ. は具体的に情報源をみて書誌情報を的確に判断する問題である。

「情報サービス—文献提供」は2012年秋季に第1回を実施した新たな科目である。今回サービス系の科目を始めるにあたり、大学図書館の情報サービス機能を維持するために、どのような知識や技能が必要かという議論を重ね、利用者による確かな文献提供（紙媒体に限らず）ができる、という具体的な到達目標をたてて問題の枠組みを設定した。最新の、幅広い知識を必要とし、基礎に書誌的な知識がなければならないという点で、かなり難易度の高い内容になっている。

2.3 実施結果

各科目の受験者数・合格者数の累計と合格率、最高得点を2012年秋季の結果までまとめたものが、下表である。

「図書初級」の受験者の累計が、6回までで1,000人を越えた。「雑誌中級」は、受験資格となる「雑誌初級」の合格者が一定以上になってから実施する。「図書中級」と「情報サービス」の合格率はかなり難易度が高いことを示している。

| 実施科目・回 | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 最高点 |
|----------------------|-------|------|-------|------|
| 総合目録—図書初級 第1回～第6回 | 1007名 | 489名 | 48.6% | 97点 |
| 総合目録—雑誌初級 第1回～第5回 | 284名 | 144名 | 50.1% | 97点 |
| 総合目録—図書中級 第1回～第2回 | 161名 | 68名 | 42.2% | 147点 |
| 情報サービス—文献提供 第1回 | 97名 | 35名 | 36.1% | 90点 |

3. 試験問題例

『IAAL認定試験問題集 2012年版』（大学図書館支援機構，2012）に「図書初級」「雑誌初級」の模擬問題各100問と、その解説を収録しているのでご参照いただきたい。また、その設計思想について、筑波大学大庭一郎氏にご寄稿いただいている。その他の問題例も『IAALニュースレター』の各号に掲載しているので、IAALホームページからご覧いただくことができる。（<http://www.iaal.jp/>）

- ・「図書中級」：No.8, No.10
- ・「情報サービス」：No.11に出題例、No.12第1回問題抜粋と解説を掲載予定（2013.3発行）

4. まとめ（今後の展開）

2年程前にNIIへ、人材の公正な評価システムがNACSIS-CATの品質向上にも繋がることを説明し、後援をお願いした。主旨にはご賛同いただいたが、参加館の意志で動かす事業であるという理由で、後援は保留になっている。今後、大学図書館を支える人材の育成について、このIAAL認定試験の存在意義をもっと大学図書館に理解してもらいたいと思っている。

レジュメには入れていないが（投影資料のみ）、過去に総合目録の科目について、雇用形態別の合格率を集計したことがある。結果として図書初級と雑誌初級においては雇用形態による大きな差がなかったが、図書中級では大学正規職員が最も低く23.1%、企業の正規職員（委託業者でスタッフの研修等を担っていると思われる）が最も高く81.8%の合格率であった。（ともにほとんどが司書資格をもっている。）受験者の大学正規職員の割合が少ないことは、改善していかなければならないと考える。この認定試験の社会的な役割として、すべての大学図書館員が平等に評価されることを掲げているが、実際に目録がとれる人材が大学の専任にいらなくなってしまうと、図書館の業務は専門的であると主張すればする程、外注で専門家に任せればよいという理論につながってしまう。

今回の研究部会を通して、IAAL認定試験についてご理解いただき、今後とも広報等のご支援を賜りたいと願っている。

【参考資料】

- ・ NPO法人大学図書館支援機構『IAAL大学図書館業務実務能力認定試験』の実施状況とこれから『図書館雑誌』Vol.106, no.10（2012.10），pp.711-713
- ・ 『IAALニュースレター』No.10（2012.10）

質疑応答

(敬称略)

司会：瀬戸口 誠

瀬戸口：自己啓発や処遇は館種を問わず共通する重要な論点であると考えます。自由に質問いただきたい。

山本順一（桃山学院大学）：各試験、認定制度とも、個人や組織が時間をかけるなどの投資をしている。その投資に見合った仕組みを考えるべきである。教員はそこにどのような形でかかわれるかということを考えているとき、大学院を持っていれば、認定司書には関われるかもしれない。しかし大学図書館や医学図書館の認定制度には直接には関わることはできない。検定試験は司書課程の学生たちが気軽に受検してくれるようになると良いと思うし、IAALは資料組織のデータベース演習を授業の形でされているとうかがった。そこでお尋ねしたいことは、司書課程はそれぞれの試験や認定制度にどのようにかかわれると考えておられるか、という点である。

高野：IAALは実務能力を問うものだが、その基礎になるのは「考える力」である。サービスとは、目録の機能要件とは、といったことを素養として持っていてほしい。司書課程ではそういった基礎の部分をしっかり教えていただきたい。

須永：検定試験を受検することが就職につながればよいと思うが、難しい。また、図書館情報学の基礎能力と司書課程での教授内容とが完全に一致するわけではない、といったこともある。

城山：日本医学図書館協会では多くの教育機会を設けているので、先生方には講師として協力をいただきたいと考える。また図書館員が社会人大学院の講義等を受講しやすい体制を整えていただければ有難い。

甲斐：リカレント教育に取り組んでいただきたい。大学図書館の職員には、現場の経験を生かし、目的意識を持って、修士課程や博士課程で学んでもらいたい。われわれは、リーダーとしてやっていく気概を持ってほしい、という強いメッセージを持って職員採用に当たっている。教育の場でも、図書館をどう

したいかということ強く考える人材を育ててもらいたい。

大谷：昨今、目先の資格取得や正職員になることばかりに意識が向かいすぎているのではないかと。資格を取得したり、図書館に正規採用されたりすることは始まりに過ぎない。自己研鑽に励むのは当然である。しかし実際はその反対のように見える。知識や技能だけでなく、メンタリティの面の教育が問われているのではないかと。

小田光宏（青山学院大学）：検定試験に関連してお尋ねしたい。検定試験が数年間行われてきたが、自分のところの学生には難しく、という感想を持っている教員が多い。ギャップを埋める仕組みはないのだろうか。

須永：過去に行われた問題に比べて、今年は若干やさしくなっている。平均点も少しだが上がっている。司書課程での教授内容に少し近づいたのではないかと。また、来年度は、検定試験用の教科書を3点準備しているところである。

小田：単にやさしくすることが良いことなのか、という問題もあるかもしれない。

IAALの実務能力試験に関しては、情報サービスの試験ができたことを歓迎している。目録サービスから発展して情報サービス、という流れは大変良いと思う。受験者97名の内訳、および合格率が37%と低い理由についても分かれば教えていただきたい。

高野：内訳に関しては、非正規職員の受験が多かった。具体的な数字は次号の『ニュースレター』をご覧ください。合格率に関しては、目録の部分はコーディングマニュアルや講習会のテキストがあり、準備がしやすい。一方、情報サービスは範囲が広く、初回でもあった、ということが影響しているのではないかと。情報サービスのような幅広い領域の問題で80%以上正解するのは難しかったと思う。幅広い知識がレファレンスライブラリアンには必要だ、ということである。10年程度の経験者でやるととれる位のレベルだと思う。

大森悦子：わたしは司書歴35年である。司書は望めば

とれる資格だと思っている。つまり入場券に過ぎない。本人がそのあと、どのようにして、どのような方向に進むか、という現場での学びが一番大切だろうと思っている。新人の司書を雇用した図書館がかれらに経験を積ませていくとき、何が必要と思われるか、お聞かせいただきたい。

城山：自分で問題意識を持ったり、事例分析をしたりすることだろうか。研究・研修機会を活用すれば、横の協力もできてくるのではないか。職場内にそうした機会を持っている図書館もあるが、そうでなくても自分で目標を持って研鑽するのが当然だと思う。

大谷：個人の資質まかせでもいけない。それは司書としてのキャリア形成に失敗しているのではないか。そこは変えていく必要があるだろう。

高野：達成感が重要なのではないか。わたしはランガナータンの「図書館は成長する有機体である」という言葉に感動する。図書館は一見すると生産的仕事のようには見えないかもしれないが、長年図書館の現場で働いて、「自分の仕事によって何かが変わった」と思えることがあったとき、それはスキルの向上にもつながる。達成感が得られるような喜びを味わったうえで社会人になっていただくのが重要ではないか。

田窪直規（近畿大学）：中国・四国地区の認定制度における「関連資格」とは何を指しているか。

甲斐：司書、司書補、学芸員、学芸員補。大学院の修士や博士での学位。それにシステム、ソフトウェア等々の情報系の資格も入っている。

田窪：情報科学技術協会の情報検索能力試験はどうか。

甲斐：現在は入っていないが、入っていてもよいかもしれない。

城山：内規として資格ごとにポイントを設定している。認識していない資格もあるが、合格率等を調査して認定している。

田窪：コンピュータに関連する技能が、司書の関連資格として認定されているようだが、資料の組織化に関連してファイリング検定等はどうか。

城山：申請してもらって、資格として認定されればポ

イントになる。

田窪：認定司書については、公共図書館の図書館員だけが対象なのか。図書館法における図書館だけ、という制約をはずすことはできないか。

大谷：研修のワーキンググループが対象としていたのが公共図書館だったためである。大学図書館についても必要とのお考えであれば、提案をしていただきたい。いまの枠組みで館種を広げると、整合性ある制度設計が難しい。

慈道佐代子（梅花女子大学非常勤講師）：職員組合が待遇改善を要求する際には、「司書は専門職だ」との主張をする。それでは、資格認定制度によってはどうか。処遇が上がるのか、非常勤が専任職員になれるのか。国立大学法人や国立国会図書館の専任職員にとっては、そうしたことには直接繋がらないかもしれない。可能性があるのは公立図書館ということになるのだろうか。そのあたりが見えてこない。

若松昭子（聖学院大学）：わたしは医学図書館をはじめとして、小規模の図書館や学校図書館でも勤務してきた。そして、現場と司書課程で教える内容との間に大きなギャップを感じてきた。大学では学生の資質も変わってきているので、司書課程で教えられる内容は基礎の基礎でしかない。現場のレベルにまるで追いつかない。司書の資格をとった人が全員図書館に勤めるわけではないので、レベルアップした人は試験を励みにしてほしいと考えている。

その他のものは職場の中での認定である。検定とは違う。職場の中での認定の場合には、単に個人レベルで励みになるということではなく、甲斐氏の言われたように、組織の中でそれが必要だという前提の上に立って考えていただきたい。認定試験を設けることだけでも大変というのはわかるが、それを組織の中にどう位置づけていけるか、が重要なのではないか。

甲斐：職員の資質向上は、本人のモチベーションの問題と考えている。本来の業務をきちんとこなしたうえで、さらに個人で検定などに取り組んでいることを評価したい。この考え方は、国立大学の管理職に

広まっていると思う。決して手段が目的化しないようにしたい。図書館はよくやっている。その元をたどっていけば、職員がそれぞれによくやっている、と。

質問者：こうした制度へのインセンティブを高めるためにはどのような取り組みが必要か。

大谷：認定司書に関する記事が先日、地方紙に掲載された。そうした広報を継続していくために、プレスリリースとしてどこにどう発信していくか、検討中である。今後は雇用者に向けても可視化をしていきたい。

城山：3年前から雇用者に宛てて通知をしているのは、ばらばらな職種であるため、雇用主に働きかけたほうが効率的、まず可視化して認識してもらうことが重要と考えたためである。

高野：最終的にはマネージメント力が問われている。たとえば大学図書館が委託する際には、スタッフに求められる知識や技術のレベルについて仕様書に明記しなければならない。それができていないのは、マネージメント力のなさの表れである。大学の中できちんと方針づけられなければ、この試験が活かされない。委託した会社の中に安かろう、悪かろうのところがあるとしたら、それは大学側のマネージメント力の問題であると思う。

須永：わたしはフランスの学校図書館について研究しているが、フランス社会においては資格をもっていることが大きな意味を持つ。自分の存在意義を示すために資格を持っていないでは生きていけない。書店員になるためには、図書館の勉強をしていないと書店員になれない。日本の図書館情報学の未来を考えていく上で、図書や情報の仕事に携わる人は司書の資格を持っていないではその職に就けない、という主張をもっとしていくべきではないか。

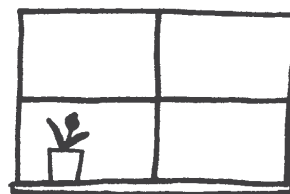
山本：それぞれのお話では、図書館情報学検定試験とIAALの試験は広く開かれている。医学図書館協会と日本図書館協会、そして国立大学の認定制度はいずれも、ギルドの中での待遇に反映されなければ長続きしないように思われるが、外からはお好きなよ

うにとしか言えない。

現在、公共図書館の職場がガタガタになっている。図書館法による図書館に働いているといっても、類似施設に当たるものが半分に達しているのではないか。資格の制度設計自体が問われかねない。

今回これだけ丁寧に各制度を解説していただく機会を得たのは、大変有益だったと思う。図書館情報学教育が今後どのように品質保証していくかを考えるひとつのきっかけになったのではないかと思う。

(文責：村上泰子)



元大学図書館職員からみた認定制度

塩見 橘子

(立命館大学文学部 非常勤講師)

発表のあった5つの認定制度を時代順にみると、1. 医学図書館協会(2004年～) 2. 国立大学図書館中国四国地区協会(2006年～) 3. 日本図書館情報学会(2007年～) 4. 大学図書館支援機構(2009年～) 5. 日本図書館協会(2010年～)となる。認定制度は、設立の主旨、目的はもとより、公共図書館、大学図書館(国・公・私立)等の組織母体、大中小等の規模、主題、認定対象者等により大きな違いがあり、複雑、難解であった。

大学図書館に関連すれば、日本図書館情報学会のLIPERの中での大学図書館における情報専門職についての調査・研究(2003年～2005年)、国立大学においては、国立大学図書館協会人材委員会による(2004年～現在)、大学図書館職員に必要な知識、技能の提示、提言や様々な活動がある。また、今後の大学図書館の方向性をしめすもの(大学図書館の整備について、文部科学省、2010年)がある。国立大学図書館中国四国地区協会(2006年～)の取り組みは、地区を限定し具現化した取り組みであろう。実施後のアンケート調査もあり、今後の国立大学においてそれらの結果の反映を期待している。このような状況下にある大学図書館と、4. 大学図書館支援機構の役割や位置づけの関連性について、勢力的活動は感じたが、理解しにくかった。

2004年から認定制度を先行している医学図書館に関連すれば、国、公私立と組織母体や規模の違いをかかえていることにより、複雑さ、むずかしさがある。総合大学の医学図書館の場合は、本館、分館等への人事異動により経験年数は分散される。現行のように認定制度が資質の向上のために使用される場合は問題ないが、昇級などの人事関連に使用される場合は平等性が

保証されないことや、制度になじみにくい一面を感じた。一方、国立大学、公共図書館など複数の認定制度が、アメリカのNLM制度を参考にしている医学図書館の方式を取り入れている適切性についても気にかかった。

認定制度が、今後のあるべき図書館像のなかで位置づけられること、一方では、専門性を高めるための様々な方策が検討され、図書館界全体の資質の向上がはかれることが重要であると切実に感じた。

図書館情報学の資格認定制度について

多田 真紀子

(神戸大学附属図書館)

友人に誘われ、図書館学教育部会の研究集会に、初めて参加しました。「図書館情報学の資格認定制度と検定試験」確か10年くらい前に仲間内で論じていたことがあったけれど、現在、このように公共図書館や大学図書館、医学図書館などで具体的に実施されているとは知らず、大変驚くとともに、実現にこぎつけた方々の尽力は並々ならなかっただろうと推察します。

日本図書館協会の認定司書制度では、オリジナルの論文を提出して認定される方も多い、とのこと、忙しい業務をこなしながら、司書としての強い意志を持って臨まれている姿が浮かんできます。

これらの報告を聞きながら、率直に感じた点は、このような資格認定をとられた方の職場、導入された職場の雰囲気はどうかだろうか、ということです。働きやすくなっているのだろうか。資格を取得したことで、本人のモチベーションはもちろん、職場全体のモチベーションもあがっているのだろうか。利用者に貢献できているのだろうか。司書の地位があがった？資格認定や検定試験を取得するために無理をして、職場での不協和音が生じてしまう、という悲劇は起こっていないのだろうか、などなど。

たぶん、どこの図書館でも、数少ない人員のなかでも正規雇用の数は少なく、様々な非正規雇用の方と一

緒に業務をこなしていかなければなりません。そのなかで、正規雇用であれば、専門知識は当然必要であり、リカレント教育として資格認定や検定試験を受けるのも一つの手です。ただ、それによって、正規と非正規、あるいは職場のなかで溝とならないよう、職場全体にその知識が還元できるよう、また職場の雰囲気を受領できる余裕があることも必要、と感じています。

正直、私自身は、毎日の仕事と子育てに追われる日々で、耳の痛いお話でしたが、IAALの検定試験などは、現在の業務に直結したものであるので、是非、挑戦したいと思います。いつになるかは・・・ですが。

図書館情報学の資格・検定

益原 秀紀

(関西大学文学部3年次生)

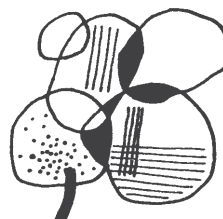
図書館情報学と学ぶ者の一人、そしてライブラリアンを目指す者の一人として、今回の集会はとても興味深く聞かせていただきました。とりわけ、図書館情報学検定試験と国立大学図書館の取り組みに注目しました。

図書館情報学検定試験は、先日私も受験しました。そのため、試験の背景についても具体的に知りたいと思っていました。須永和之先生(國學院大學)によれば、受験者の大半は学生だが母体数の割には少ない、情報資源組織化の分野で、分類・目録・件名の問題における失点者が多い、とのことでした。目録などの問題は実務経験もしくは演習をしたことのある人にとっては容易だったかもしれませんが、概説を学んだばかりの私にはやはり難しく感じられました。そこから思うことは、知識だけではなく実際にそれらの知識を運用できる能力もまた必要だということです。知識の運用能力を試す試験には大学図書館業務実務能力認定試験などがあるということです。知識と運用能力を兼ね備えるためにも、さまざまな資格試験や認定制度に対して自ら積極的に働きかけていくことが大切です。常に自己チェックをすることで自己研鑽にもつながると思い

ます。

国立大学図書館は私の就職希望先でもあり、特に興味を持ちました。中国四国地区は図書・学術情報系専門資格認定制度を設けているということです。話をうかがって、就職することそのものがゴールではないと強く思いました。こうした制度を通してモチベーションを高く維持しつつ仕事をするのが重要なのではないかと思いました。私も図書館に限らず社会人となったあかつきには、職員の一人一人がやる気ややりがいをより一層感じられる制度・環境の整備に貢献していきたいです。

末筆ではございますが、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。



……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 21名

質問1 協会会員・部会員かどうか

| | |
|-----------------------|----|
| 日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員 | 11 |
| 日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員 | 5 |
| 日本図書館協会非会員 | 5 |

質問2 テーマの設定について

| | |
|-----------|---------|
| 適切だった | 20 |
| 適切でなかった | 0 |
| どちらともいえない | 1 (部会員) |

質問3 プログラムについて

| | |
|-----------|---------|
| 適切だった | 20 |
| 適切でなかった | 1 (部会員) |
| どちらともいえない | 0 |

質問4 内容について

| | |
|-----------|---------|
| 適切だった | 20 |
| 適切でなかった | 0 |
| どちらともいえない | 1 (部会員) |

質問5 今回の分科会に関するご意見

- 図書館学教育部会として重要な課題が得られたのではないかと思います。とりわけ、JLAの組織の一部として、今後の方向を探ってほしいと思います。部会員みなで前向きに考えていくかが肝要でしょうか。
- 詳しい認定の様子がわかって、とても勉強になりました。
- 貴重な機会をいただき、ありがとうございました。
- もう少し個別の説明に関して時間があれば良かった。
- 図書館に関してホットな話題を聞くことができたので、よかったです。
- 中身の濃い集会で面白かったです。今後も発展させてください。そしてお手伝いさせてください。
- このような様々な資格認定制度があるとは知らなかつ

たので、とても参考になりました。

- 学生の身分で恐縮ですが、資格の数が多すぎてややこしく感じました。
- 各種の認定制度と検定試験についてよく説明され、したがって理解も深められた。限られた発表時間で各発表者がコンパクトに内容のある発表がなされた。極めて有意義な研究集会であった。
- 現在の資格と試験を概観できてよい機会でした。ありがとうございました。
- 各協会の制度内容がわかり良かった。今後の動向について比較、導入に向けて検討したい。
- 各発表の後に質疑の時間を設けてはいかがですか。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- 今後とも図書館司書・情報専門職確立のため、さらなる活動を部外者も含めて、教育部会の存在価値を深めてもらえれば幸いです。(→図書館司書・専門職試験が全国的に実施されるよう協会としても全力を尽くす必要あり。)
- 図書館外の教育機関における認定制とあわせて、研究集会が出来れば、もっと参考になると思いました。
- 図書館学隣接資格（ファイリング、情報検索、システム、ITパスポート）について [取り上げてみてはどうか。]

第28期役員選挙 開票結果速報

2012年12月17日から2013年1月24日にかけて実施されました第28期役員選挙の結果が確定し、選挙管理委員長の若松昭子氏より2013年3月5日付で下記の通り報告がありましたので、お知らせします。

1. 部会長

| 順位 | 票数 | 就任・辞退 | 名 前 |
|----|----|-------|---------|
| 1 | 20 | 就 任 | 小 田 光 宏 |
| 2 | 15 | | 糸 賀 雅 児 |
| 3 | 10 | | 根 本 彰 |
| 4 | 6 | | 北 克 一 |
| 5 | 5 | | 柴 田 正 美 |

以下略

2. 幹 事

| 順位 | 票数 | 就任・辞退 | 名 前 |
|----|----|-------|-----------|
| 1 | 35 | 就 任 | 三 浦 太 郎 |
| 2 | 32 | 就 任 | 村 上 泰 子 |
| 2 | 32 | 就 任 | 野 末 俊 比 古 |
| 4 | 29 | 辞 退 | 大 谷 康 晴 |
| 5 | 15 | 就 任 | 瀬 戸 口 誠 |
| 6 | 13 | 就 任 | 川 原 亜 希 世 |
| 6 | 13 | | 岸 田 和 明 |
| 8 | 12 | | 小 山 憲 司 |
| 8 | 12 | | 小 田 光 宏 |
| 10 | 11 | | 青 柳 英 治 |

以下略

* 得票数が同数の場合「図書館学教育部会役員選出要綱」10の2) に則り決定

3. 会計監査

| 順位 | 票数 | 就任・辞退 | 名 前 |
|----|----|-------|---------|
| 1 | 18 | 就 任 | 阪 田 蓉 子 |
| 2 | 17 | 就 任 | 渡 辺 信 一 |
| 3 | 8 | | 柴 田 正 美 |
| 4 | 5 | | 志 保 田 務 |
| 4 | 5 | | 前 川 和 子 |
| 4 | 5 | | 薬 袋 秀 樹 |
| 4 | 5 | | 宮 部 頼 子 |

以下略

* 得票数が同数の場合「図書館学教育部会役員選出要綱」10の2) に則り決定



部会費の納入をお願いします

2012年度部会費（2000円）の納入がまだの方は、ゆうちょ銀行の下記口座に送金をお願いします。
できるだけATMをご利用ください。

振替口座番号 00190-2-16114

加入者名 日本図書館協会 図書館学教育部会

2013年度 総会・第1回研究集会のご案内

日時： 2013年5月30日(木) 13:30～ (受付開始 13:15、研究集会は総会終了後)

会場： 明治大学和泉キャンパス メディア棟 7階 M716教室

〒168-8555 東京都杉並区永福1-9-1

http://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/izumi/access.html

テーマ： 司書課程における図書館実習の位置づけ

趣旨： 2008年の図書館法改正により、選択科目乙群に「図書館実習」の科目が配当されるようになったが、これまで、この科目を開講している司書課程設置大学は少なく、ノウハウをもたない司書課程では、実習実施にあたって手探りの状態が続いている。そこで今回は図書館実習の実態や、図書館側から見た実習生受け入れに当たっての現状や課題について報告いただき、司書課程における図書館実習の位置づけを再確認する機会としたい。

予定しているプログラム：

13:30-13:35 部会長挨拶

13:35-14:45 総会

14:55-15:00 研究集会 趣旨説明

15:00-15:20 発表(1) 図書館実習の実態 (川原亜希世 近畿大学)

15:20-15:40 発表(2) 公立図書館の事例 (坪井茂美 府中市立図書館)

15:40-16:00 発表(3) 国立国会図書館の事例 (国立国会図書館関西館図書館協力課)

16:15-16:55 質疑応答・意見交換

16:55-17:00 閉会挨拶

参加費： 部会員 500円、JLA会員 1000円、非JLA会員 1500円

申込： 研究集会に参加ご希望の方は、「お名前」「部会員か否か、否の場合、JLA会員か」「ご所属」を明記の上、**5月23日(木)**までに、瀬戸口誠 (m-setoguchi@baika.ac.jp) までメールにてお申し込みください (件名に「教育部会参加希望」と明記のこと)。

『知の広場』(みすず書房、2011年) 著者 アントネッラ・アンニヨリ氏 特別講演会

日本図書館協会図書館学教育部会、明治大学図書館情報学研究会 共催

日時： 2013年5月30日(木) 10:45~12:10 (受付開始 10:30)

会場： 明治大学和泉キャンパス 第1校舎 地階 007教室

内容： 世界の新しい図書館の潮流から、その特徴、意義について、実例を豊富にまじえ報告する。
(通訳あり)

参加費： 無 料

申込： お名前、ご所属、連絡先を明記の上、**5月23日(木)**までに、明治大学図書館情報学研究会事務局 (shisyo@meiji.ac.jp) までメールでお申し込みください (件名に「5/30講演会申込」と明記のこと)。

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp